

新たな支援の内容

日本下水道事業団法の改正に伴う新たな支援は下記の通りです。

[改正後]のⅠ～Ⅴをクリックいただくとそれぞれの詳細がご覧いただけます。

[現行]

建設

処理場、ポンプ場、幹線管渠
の建設を受託

[改正後]

Ⅰ. 管渠の建設

左記に加え、次の管渠の建設の受託も可能に。

- ① 再度災害を防止するために緊急に建設すべき管渠。
- ② 建設に高度の技術を要する又は高度の機械力を使用して建設する管渠。

Ⅱ. 下水道工事代行制度（特定下水道工事）

地方議会の議決に基づく要請があった場合、補助金交付申請
含め、工事一式を代行。

[処理場、ポンプ場、管渠の建設（再構築・新增設）が対象]

維持管理

処理場、ポンプ場の維持管理
を受託

Ⅲ. 管渠等の維持管理

管渠等の維持管理の受託も可能に。

災害支援

——

Ⅳ. 災害時の復旧支援（災害支援協定）

事前に災害支援協定を締結することにより、災害時の緊急
支援を速やかに実施。

水防法改正、下水道法
改正に対応する支援

——

Ⅴ. 水防法改正、下水道法改正支援

- ① 新たな事業計画の策定支援
- ② 事業の広域化への支援
- ③ 浸水想定、ハザードマップの作成支援
- ④ 下水熱の活用の支援
等を実施。

I. 管渠の建設

1. 背景

近年、局地集中豪雨の多発によって大規模な浸水被害が頻発しており、これに速やかに対応するためには、雨水管渠の整備を緊急に進める必要があります。このような再度災害を防止するための雨水管渠の整備は、短期間に集中的に行う必要があります。一方、地方公共団体では、技術職員の減少によって組織体制の脆弱化が進み、技術力やノウハウの維持ができなくなっており、このような急激な事業量の増加に適切に対応することが困難になりつつあります。

加えて、地方公共団体は、近年、管渠の老朽化の進展への対応や、これまで難工事が想定されるため整備を先送りしてきた地域での管渠網の整備の加速といった課題に直面しています。

2. 内容

終末処理場、ポンプ場、幹線管渠に加え、次の管渠等の建設も支援します。

① 再度災害を防止するために緊急に建設すべき管渠

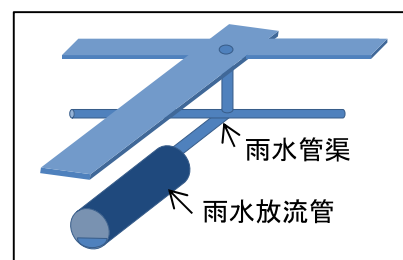
例) 雨水放流管、雨水管渠など



<浸水の状況>



<雨水放流管>



<雨水管渠イメージ>

② 建設に高度の技術を要する又は高度の機械力を使用して建設する管渠

例) シールド工法、更生工法など



<シールド工法>

設計段階では地質状況等の的確な把握が、施工段階では設計変更判断等、高度な技術力が必要な工法。



<更生工法>

劣化した管渠の内面に施工し、補強する工法。設計においては劣化状況を踏まえた工法検討が必要であり品質管理が重要な工法。

<管渠建設のイメージ図>



3. 効果

- ①専門的な技術職員の不足する地方公共団体においても、JS の技術力、マネジメント力を利用して、浸水被害対策など緊急かつ急激な事業量の増加に対応することができます。
- ②技術的難易度の高い施工条件下の管渠工事も、JS の技術力・人材力を利用することで高品質で安価な施設を安心して建設できます。
- ③管渠の建設について、技術職員の増員が避けられ、経済的に事業を進めることができます。

◆◇お問合せは各総合事務所総務・協定課へご連絡ください◇◆

総合事務所等一覧

メールでの問合せはこちら
info@jswa.go.jp

Ⅱ. 下水道工事代行制度（特定下水道工事）

1. 背景

特に中小の地方公共団体においては、職員の減少などによって、土木、建築、機械、電気、水質等の諸分野をカバーして、技術や経験のある人材を確保し、下水道の新設・改築に必要な組織体制を構築することが困難となりつつあります。このため、近年頻発する局地的集中豪雨や進展しつつある下水道施設の老朽化に対応し、新設・改築を進めることが大きな負担となっています。

2. 内容

地方議会の議決に基づく要請があった場合、補助金交付申請を含め、工事一式を代行することによって支援します。

（１）処理場、ポンプ場、管渠の建設（再構築、新設）が対象です。



処 理 場



ポンプ場



管 渠

（２）②、④～⑦、⑨、⑩の業務を代行します。

地方公共団体

- ①事業実施方針決定
- ②補助金交付申請・執行管理
- ③地方公共団体負担分の起債
- ④測量のための私有地立ち入り等
- ⑤道路占用許可申請等の各種管理者協議等
- ⑥積算・発注
- ⑦監督管理、指示、工事変更
- ⑧地元住民との調整
- ⑨工事発注・施工管理
- ⑩完成検査

要
請

JS

- ②補助金交付申請・執行管理
- ④測量のための私有地立ち入り等
- ⑤道路占用許可申請等の各種管理者協議等
- ⑥積算・発注
- ⑦監督管理、指示、工事変更
- ⑨工事発注・施工管理
- ⑩完成検査

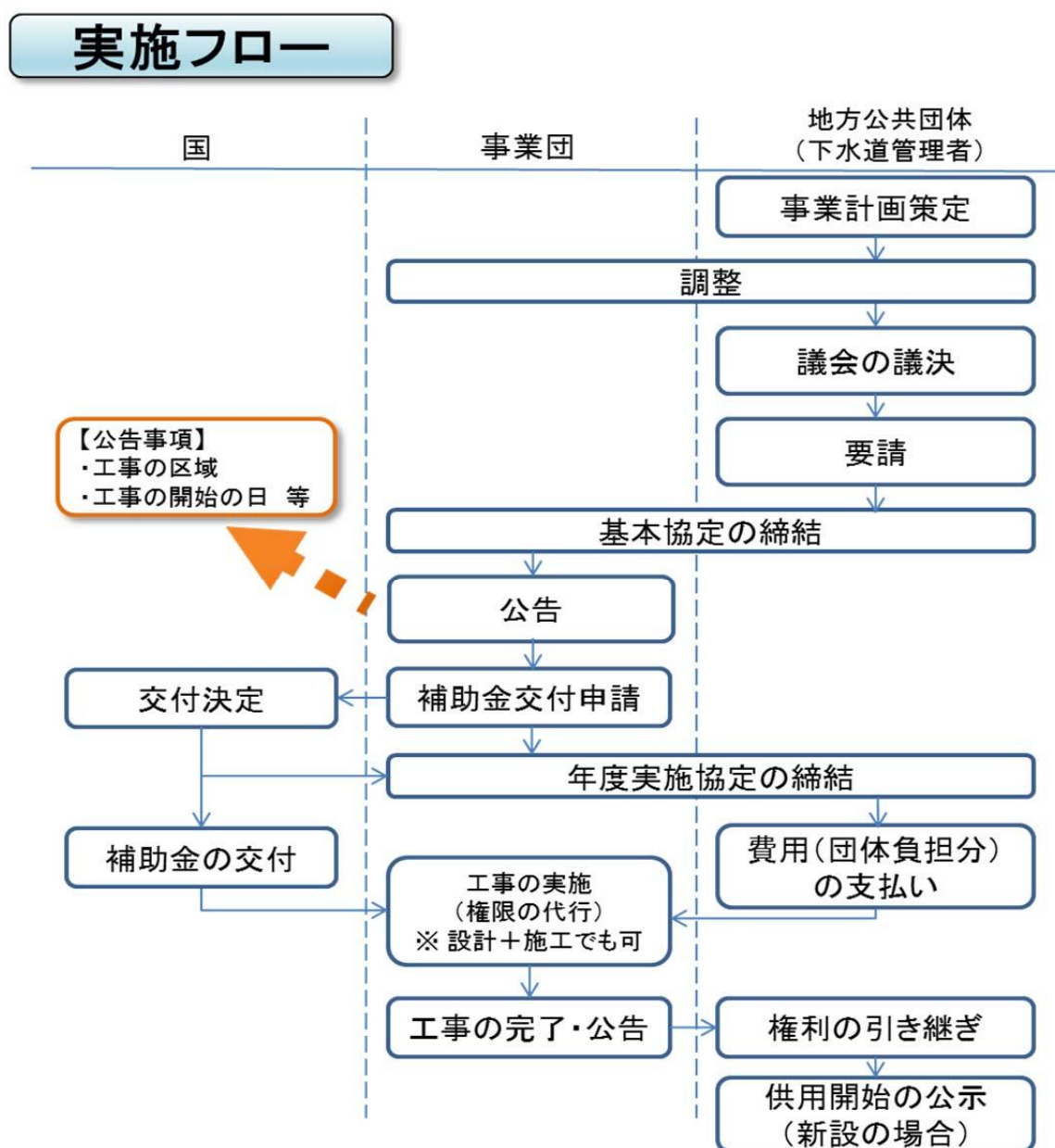
地方公共団体の負担が
大幅に軽減

3. 効果

- ①工事の実施に伴うほとんどの事務をJSに任せることができ、地方公共団体の負担が大幅に軽減されます。
- ②地方公共団体の執行体制が十分でない中でも事業が確実に執行し早期の整備が可能となります。
- ③JSの技術力、人材力、マネジメント力を活用し、高品質で低価格の施設を提供できます。

※地方議会議決のタイミング以外は、通常の委託の場合と概ね同様のプロセスです。

(参考)



◆◇お問合せは各総合事務所総務・協定課へご連絡ください◇◆

総合事務所等一覧

メールでの問合せはこちら
info@jswa.go.jp

Ⅲ. 管渠等の維持管理

1. 背景

近年、老朽化の進展に伴い、下水道施設の維持管理の重要性は増しています。こうした中、今回の下水道法改正では維持管理の基準が設けられ、地方公共団体には、これに基づいて計画的に維持管理を行うことが求められています。特に管渠の維持管理にあたっては、広範囲な点検・調査を速やかに実施した上で、財政負担の平準化の観点から管渠全体を見渡して優先順位を検討するとともに効果的な工法を選択して、着実に修繕を進めていく必要があります。

一方、中小の地方公共団体では、財政の逼迫に伴う職員の削減等によって組織体制が整っていないところも見受けられるようになり、技術力やノウハウを維持できなくなってきました。

2. 内容

終末処理場、ポンプ場等に加え、管渠等の維持管理を支援します。

従来の維持管理支援

処理場等の運転管理、生物診断、機能診断、アドバイス等



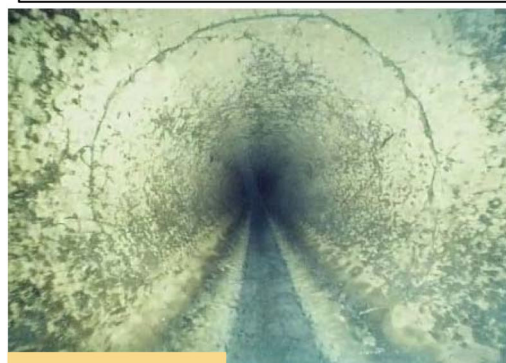
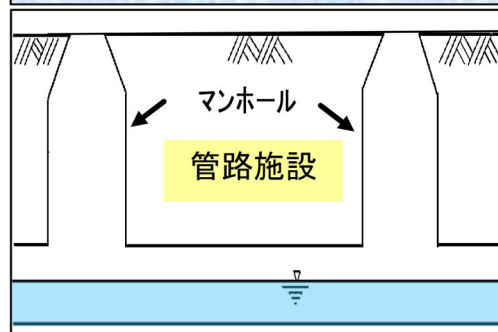
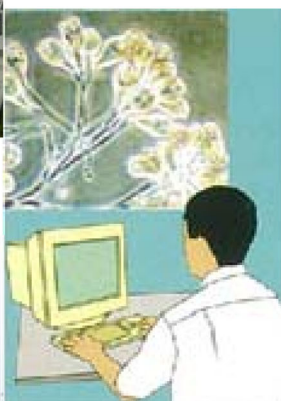
新たな維持管理支援

管渠の巡視業務、点検業務等

処理場



ポンプ場



劣化した管渠



○具体的な例

管渠維持管理の一例

施設の点検・調査・診断・改築等実施計画の策定

巡視業務

点検業務

調査業務

診断業務



移動式カメラ



管渠の点検実施例



3. 効果

- ①急激に増加する管理施設の劣化に対し、JS の最新の技術力を利用し、管渠の効果的な維持管理が図られます。
- ②例えば、処理場と併せて周辺の管渠においても、維持管理を行うことで、管理要員確保体制が整っていない地方公共団体においても適切な不明水対策と併せた維持管理が実現できます。

参考（処理場維持管理の例）

磐南浄化センター（静岡県磐田市）の受託事例

○運転監視

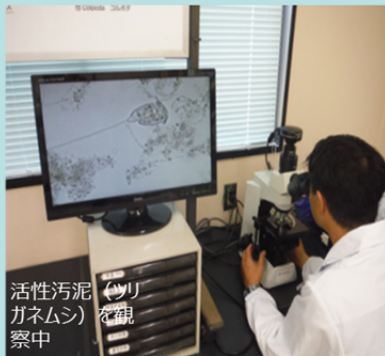
適正な汚水処理を行うため、常にモニターで施設、設備の運転を監視



中央コントロールルームで監視中

○水質監視

汚れを効率的に除去するため活性汚泥内の微生物の状態を確認



活性汚泥（リガネムン）を観察中

○設備点検

常に機械、電気設備が正常に稼働するように、定期的に設備を点検



汚水ポンプを点検中

◆◇お問合せは各総合事務所総務・協定課へご連絡ください◇◆

総合事務所等一覧



メールでの問合せはこちら



info@jswa.go.jp

IV. 災害時の復旧支援（災害支援協定）

災害支援協定※

下水道法及び日本下水道事業団法が改正されました。

地方公共団体



日本下水道事業団

- ・ 下水道法第15条の2が新設され、これに基づき、施設の維持・修繕を的確に行う能力を有するものと災害時における維持・修繕に関する協定の締結が可能になりました。
- ・ 日本下水道事業団法においても、同協定に基づく業務を行えることが明確にされました。
- ・ JSと災害支援協定を事前に締結することにより、災害発生時には迅速な災害復旧支援が可能となります。

※下水道法の「災害時維持修繕協定」

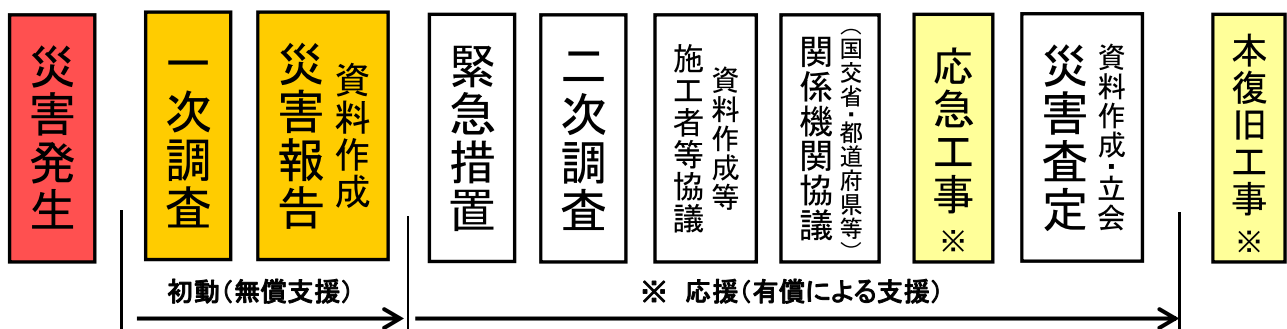
1. 背景

大規模地震の発生や、近年、頻発している集中豪雨により、下水道施設が甚大な被害を受けることがあります。ひとたび下水道施設が被災すると、道路陥没の発生や汚水の流出、トイレの使用が不可能になるなど、日常生活や社会活動に重大な影響を与えるおそれがあり、迅速な対応により速やかに機能を回復する必要があります。

2. 内容

地方公共団体とJSが「災害支援協定」を事前に締結することにより、地震、集中豪雨時及び噴火等により下水道施設が被災した際には、全国7つの総合事務所を拠点とした災害時の緊急支援を速やかに実施します。

JSは、これまでの災害支援の経験によりさまざまなノウハウを蓄積してきました。この活用により被災時の各段階に応じた災害支援を実施します。



※ 応援(有償による支援)については、人件費・旅費及び緊急措置の実費を精算します。

※ 応急工事及び本復旧工事については、別途協定の締結により実施します。

3. 効果

- ① 専門技術者の投入により、構造的に複雑な施設や設備等の被災状況を正確に把握することができ、緊急時に必要な措置を早期に対応できます。
- ② JSのノウハウ活用により災害査定の事務手続きや、立会い等をスムーズに進め、災害時の地方公共団体の職員の方々の負担を軽減します。
- ③ 別途応急工事や本復旧工事を委託することにより、地方公共団体で技術系職員が不足している場合や災害対応で多忙な場合においても、高い施工レベルを確保することができます。

これまでの災害復旧支援

JSでは、阪神・淡路大震災以降、38の災害において、80以上の地方公共団体の災害復旧支援を実施しています。

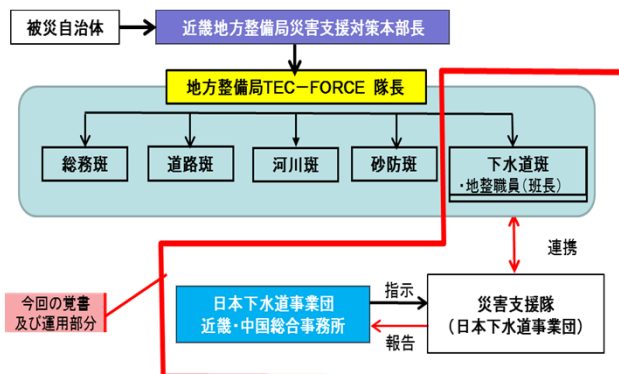
発生年月日	災害名等	支援団体	発生年月日	災害名等	支援団体
H26/11/22	長野県神城断層地震	長野県白馬村	H18/7/23	梅雨前線による豪雨	熊本県山鹿市
H26/8/16	集中豪雨	京都府福知山市	H18/7/17	長野県集中豪雨	長野県松本市
H26/7/10	集中豪雨	山形県上市	H17/12/5	落雷	石川県白山市
H25/9/16	台風18号に伴う豪雨	青森県鰺ヶ沢町、滋賀県(湖南中部)、 京都府亀岡市、和歌山県高野町	H17/9/9	台風14号に伴う豪雨	宮崎県宮崎市、諸塚村
H24/8/14	集中豪雨	京都府宇治市	H17/8/16	宮城県沖地震	東北地方39団体実態調査
H24/7/14	集中豪雨	神奈川県秦野市	H16/10/23	新潟県中越地震	新潟県、十日町市、柏崎市他
H24/7/12	集中豪雨	熊本県阿蘇市、大分県中津市	H16/10/20	台風23号に伴う豪雨	長野県豊田村
H23/9/4	台風12号に伴う豪雨	兵庫県多可町、和歌山県田辺市	H16/9/7	台風18号の伴う豪雨	鹿児島県知名町
H23/8/2	集中豪雨	香川県観音寺市	H16/8/31	台風16号に伴う豪雨	香川県丸亀市
H23/7/25	集中豪雨	三重県桑名市	H15/9/26	十勝沖地震	北海道音別町
H23/7/11	落雷	佐賀県吉野ヶ里町	H15/7/26	宮城県北部地震	宮城県矢本町
H23/3/11	東日本大震災	岩手県、宮城県、福島県、 茨城県内31団体	H14/9/2	高知県集中豪雨	高知県伊野町
H21/8/9	台風9号に伴う豪雨	兵庫県佐用町、岡山県美作市	H13/6/29	富山県豪雨(落雷)	富山県滑川市
H20/6/14	岩手・宮城内陸地震	宮城県栗原市	H12/10/6	鳥取県西部地震	鳥取県境港市、米子市、日野町他
H19/9/17	東北北部集中豪雨	秋田県北秋田市	H12/9/11 ～12	東海地方集中豪雨	愛知県西枇杷島町、新川町、 東海市、名古屋他
H19/8/20	石川県集中豪雨	石川県金沢市	H12/3～	有珠山噴火	北海道虻田町、伊達市他
H19/7/16	新潟県中越沖地震	新潟県柏崎市他	H11/7/23	諫早豪雨	長崎県諫早市
H19/7/13	台風4号	鹿児島県知名町	H10/10/27	台風4号に伴う豪雨	静岡県他
H19/3/25	能登半島地震	石川県輪島市	H7/1/17	阪神・淡路大震災	兵庫県、神戸市、芦屋市、西宮市他



国土交通省地方整備局TEC-FORCE※との連携 (近畿地方整備局と災害支援に関する覚書を締結)

災害復旧支援活動の 連携・強化を図っています。

※TEC-FORCE(Technical Emergency Control FORCE): 緊急災害対策派遣隊
大規模な自然災害等に際して被災状況の迅速な把握や被災地地方自治体の支援を行い、被災地の早期復旧のための技術的な支援を円滑かつ迅速に実施



お問合せは各総合事務所総務・協定課へご連絡ください

総合事務所等一覧

メールでの問合せはこちら
info@swa.go.jp

V. 水防法改正、下水道法改正支援

①新たな事業計画の策定支援

1. 背景

今般の下水道法の改正により、下水道法に基づいて各地方公共団体が作成する「事業計画」の記載事項が大きく変更される見込みです（H27. 11 までに施行見込み）。

記載事項の詳細については、法施行までに明らかになりますが、経過措置 3 年間とされており、対応が急がれます。

2. 内容

新たに、管渠に関する点検の方法・頻度が追加される他、施設管理に係る計画、事業費等の見通し、経営健全化に向けた取組方針などの記載も求められる見込みです。

新たに記載が求められると想定される事項は、いずれも、これまでの事業計画とは、大きく異なる観点からの検討が必要な上、短期間での検討・とりまとめが不可欠です。

J S では、先進的に支援を行ってきているアセットマネジメントのノウハウ等も生かして、新たな事業計画の策定を積極的に支援していきます。

3. 効果

新たに記載が求められる事項は、事業全体を俯瞰し、かつ、中長期的な視点からも検討する必要があるため、幅広く、高度な技術的検討、客観的な視点での分析が可能です。

新たな事業計画の策定において想定される主な課題

管渠点検の「方法・頻度」をどう設定すれば??

施策毎の実施方針を決めるにも、課題が多岐にわたり、検討内容が複雑!

執行体制の確保といっても、客観的な現状分析がしにくい!

事業費の将来見通しを示す以前に、現状把握すら十分にできていない・・・。

経営健全化に向けた取り組み方針を検討するにも、アイデアが・・・。

経過措置が3年間しかないとなると、検討時間があまりない!

「新たな事業計画」の策定にあたっては、幅広く、高度な技術的な検討が必要な上、客観的な視点での分析も行う必要があります。

短期間で行う必要があります、J S として、積極的な支援を実施していきます。なお、J S 研修センターでも、関連する研修を実施しますので、ご活用下さい。

J S

◆◇お問合せは各総合事務所総務・協定課へご連絡ください◇◆

総合事務所等一覧

メールでの問合せはこちら
info@jswa.go.jp